二　第二条中自衛隊法第二十条の改正規定、同法第二十条の七を削る改正規定、同法第二十条の八第二項の改正規定、同条を同法第二十条の七とする改正規定、同法第二十条の九の改正規定、同条を同法第二十条の八とする改正規定、同法第二十一条第一項の改正規定、同法第七十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十五条の八及び別表第三の改正規定並びに附則第四条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第二条中自衛隊法第百九条から第百十一条までの改正規定並びに次条及び附則第三条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四　第二条中自衛隊法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定並びに同法第百条の九の次に二条を加える改正規定並びに第三条の規定　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の効力発生の日

五　第二条中自衛隊法第百条の八の改正規定　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の効力発生の日

（罰則に関する経過措置）

第二条　前条第三号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第三条　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「船舶及び」を「船舶内並びに陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）及び」に改める。

（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正）

第四条　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「若しくは航空混成団司令」を削る。

内閣総理大臣　安倍　晋三
外務大臣　岸田　文雄
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一
防衛大臣　稲田　朋美

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十三号

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律

（独立行政法人国民生活センター法の一部改正）

第一条　独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「利益及び損失の処理の特例等（第四十三条）」を「財務及び会計（第四十三条・第四十三条の二）」に改める。

第三条中「実施する」を「実施し、及びその利用を容易にする」に改める。

第十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第二条第十号に規定する特定適格消費者団体をいう。）が行う同法第五十六条第一項の申立てに係る仮差押命令の担保を立てること。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　財務及び会計

第四十三条に見出しとして「（利益及び損失の処理の特例等）」を付する。

第四章中第四十三条の次に次の一条を加える。

（長期借入金）

第四十三条の二　センターは、第十条第七号に掲げる業務又はこれに附帯する業務に必要な費用に充てるため、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2　センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3　内閣総理大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第四十九条に次の一号を加える。

三　第四十三条の二第一項又は第二項の規定により内閣総理大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

（消費者契約法の一部改正）

第二条　消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「三年」を「六年」に改める。

（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正）

第三条　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項ただし書中「が特定認定の有効期間」を「（以下この項において単に「残存期間」という。）が三年」に、「場合には、同項の認定の有効期間の」を「ときは」に改め、「同一」の下に「の期間とし、残存期間が三年より長いときは残存期間から三年を控除した期間」を加える。

第七十五条の見出しを「（特定適格消費者団体等の責務）」に改め、同条に次の一項を加える。

4　特定適格消費者団体、独立行政法人国民生活センターその他の関係者は、独立行政法人国民生活センターが行う独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）第十条第七号に掲げる業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

附則第六条中「（平成十四年法律第百二十三号）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（消費者契約法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の消費者契約法第十三条第一項の認定を受けている者（次条において「既存適格消費者団体」という。）に係る当該認定の有効期間については、その満了の日までの間は、第二条の規定による改正後の消費者契約法第十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第六十五条第一項に規定する特定認定を受けている者に係る当該特定認定及び既存適格消費者団体が前条の規定によりなお従前の例によることとされる有効期間の満了の日までの間に第三条の規定による改正後の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下この条において「新消費者裁判手続特例法」という。）第六十五条第一項に規定する特定認定を受けた場合における当該特定認定の有効期間については、新消費者裁判手続特例法第六十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。